



報道関係者各位

担	令和6年8月5日（月） 【照会先】 厚生労働省山口労働局労働基準部 賃金室長 藤村 哲也
当	賃金室賃金指導官 古谷 康将 電 話 083-995-0372

山口県最低賃金を51円引上げ、時間額979円に

山口地方最低賃金審議会（会長：こばやしともり小林友則）は、山口労働局長（ともずみこういちろう友住弘一郎）に対し、山口県最低賃金を51円引き上げ、時間額979円に改正すること、効力発生日を令和6年10月1日とすることを内容とする答申を行いました（別添1）。

この引上げ額51円は、本年7月25日に中央最低賃金審議会から示された目安額（50円）に1円上乗せした金額になります。

山口労働局では、答申を踏まえ、本年度の山口県最低賃金の改正に係る手続を進めてまいります。

また、山口労働局では、改正された最低賃金及び中小企業・小規模事業者を支援する業務改善助成金（別添2）について8月～9月に重点的な周知に取り組むこととしています。

〔参考：山口県最低賃金額の推移（過去5年分）〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	829円	857円	888円	928円	979円
対前年度上昇率	0%	3.4%	3.6%	4.5%	5.5%
対前年度上昇額	0円	28円	31円	40円	51円

※最低賃金には「地域別最低賃金」と産業別に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

令和6年8月5日

山口労働局長

友住 弘一郎 殿

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則

山口県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月4日付け山口労発基 0704 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねたが、労使の意見がまとまらず結論を見出せなかった。このため、山口県最低賃金の改正決定について、採決を行った結果、賛成多数により別紙1のとおりとするとの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和5年10月1日改正発効の山口県最低賃金（時間額928円）は令和2年度の山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙3の「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」を添付する。

山口県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 979 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 6 年 10 月 1 日

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 928 円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和2年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,140 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額

$$928 \text{ 円 (山口県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 130,158 \text{ 円}$$

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が928円
→ 助成率4/5（生産性要件を満たさない場合）
- 8人の労働者を1,018円まで引上げ（90円コース）
→ 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円 × 4/5)

(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

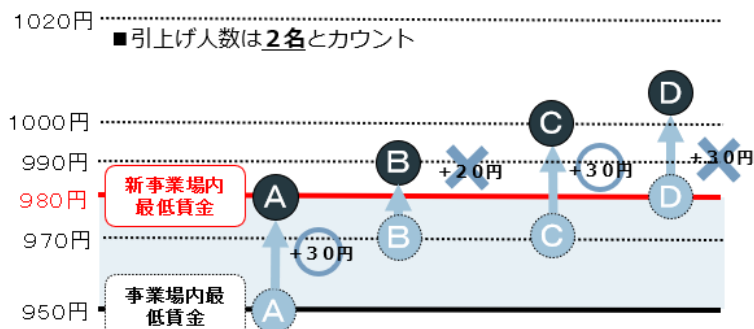
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは? >

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、山口労働局の雇用環境・均等室または賃金室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のた事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

<導入後>

さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込みの手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(928円→975円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引上げ(930円→975円)を完了(※)

対象!

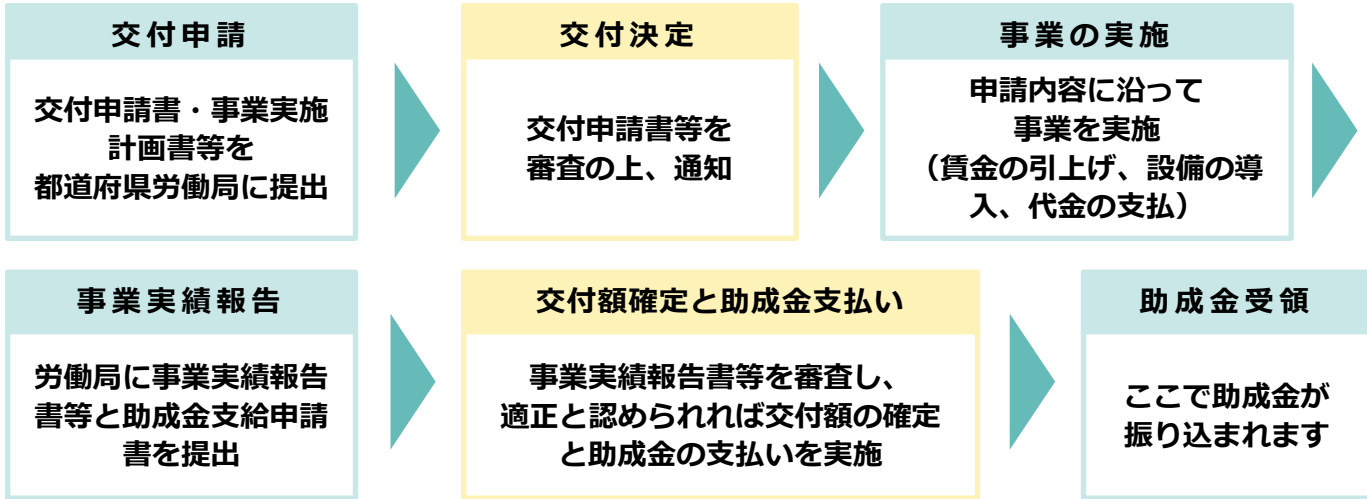
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(930円→975円)を実施

対象外

※ あわせて、就業規則等に事業場内最低賃金が975円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合があります。
- 令和6年度から**同一事業場の申請は年1回まで**となりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は**山口労働局 雇用環境・均等室**です
〒753-8510 山口市中河原町6番16号山口地方合同庁舎2号館5階 電話：083-995-0390

令和6年8月5日

山口地方最低賃金審議会
会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会
山口県最低賃金専門部会
部会長 難波 利光

山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月4日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、審議においては、労働者代表委員から、山口県の春闘の賃上げ率は全国より高く30年ぶりの賃上げ率にあることや、現状の最低賃金は生活する上で最低限必要な賃金水準になく、さらに物価上昇で生活が圧迫されていることや近隣県との地域間格差の是正のため、目安額以上の引上げが必要との意見が表明された。

使用者代表委員から、山口県内の中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい現状等の中、山口県最低賃金はあくまで最低賃金法に基づく3要素、山口県のデータに考慮して決定すべきものであり、最低賃金の大幅な引き上げは、県内事業者の9割以上が占める中小・小規模事業者にとって事業存続に関わる死活問題であることから到底容認できない等、厳しい意見が表明された。

労使の意見の隔たりは大きく、公労使それぞれの立場を尊重した審議に努めたが、意見がまとまらず結論を見いだせなかった。このため、公益委員見解を別紙2のとおり示し、採決を行った結果、今回の結論に至ったものである。

審議経過については、別紙3のとおりである。

また、国において、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた取組の強化を要望する。

さらに、発効日が各県ごとに異なる場合に、様々な理由から地方において自主性を発揮して発効日を特定することは困難であることから、昨年度の専門部会報告書に、国や中央最低賃金審議会の発効日の在り方について早急に検討していただくことを要望したところである。

よって、引き続き、国や中央最低賃金審議会が発効日のあり方について早急に検討することを要望する。

なお、別紙4のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の山口県最低賃金（時間額928円）は山口県の生活保護水

準を上回っていたことを申し添える。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

部 会 長

難 波 利 光

部会長代理

今 崎 光 智

神 保 和 之

(労働者代表委員)

大 原 敬 典

宮 本 晴 充

横 山 崇

(使用者代表委員)

宮 本 道 浩

藏 藤 共 存

坂 本 竜 生

(五十音順)

山口県最低賃金

- 1 適用する地域
山口県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 979円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

令和6年度山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会公益委員見解

山口県最低賃金は、時間額 979 円、引上げ額 51 円、引上げ率 5.5%とする。
発効日は、令和6年10月1日とする。

山口県最低賃金専門部会は、今年度の改正審議にあたって、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の支払能力」）のデータに基づき、中央最低賃金審議会で示された目安を十分に参酌しつつ、山口県の経済・雇用の実態を十分に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記3要素のほか、県内の労働力減少にも関係する最低賃金の地域間格差についても検討を行った。

1 中央最低賃金審議会の目安

今年度の中央最低賃金審議会の目安審議に当たっては、消費者物価の上昇を背景に、3要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の支払能力」）のうち、労働者の生計費を重視し、特に、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数が平均 5.4%と高水準であることを考慮し、最低賃金近傍の労働者の購買力を維持するため、同水準を勘案し、5.0%（50 円）を基準として検討することが適当とされた。

各ランクの目安額については、地域間格差への配慮の観点から、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であり、ABCランクとも 50 円とすることが適当とするとされた。

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮する観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会が審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待されている。

2 判断理由

本専門部会においては、中央最低賃金審議会から示された目安、労働者側委員・使用者側の意見及び以下の理由を十分に参酌して総合的に勘案した結果、今回の改定金額を提示することとした。

(1) 賃金については、山口県が調査した「令和6年春季賃上げ要求・妥結状況（最終集計結果）」によると賃上げ率は、全国平均よりも高く、県内全体で 5.60%と 30 年ぶりの高水準になっている。

また、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は 2.4%（B ランク）、

継続労働者に限定した第4表③では2.9%（Bランク）と平成14年以降最大値であった昨年を上回る高水準である。これら賃金上昇率は十分に考慮する必要がある。

さらに、県内のパートタイム労働者の1求人あたりの募集金額下限額は平均1,055円（本年5月）と1千円を超える水準で推移している。

- (2) 労働者の生計費について、山口市消費者物価指数は同じく4月に2.8%、5月に3.4%、6月に3.4%（山口市の4～6月の3か月平均は3.2%）と高水準であること、そのうち、生鮮食料品については、6月に7.5%の値上がりとなっている。本年は、最低賃金に近い賃金水準の労働者に影響を及ぼす消費者物価指数（生活必需品を含む支出項目である「頻繁に購入する」品目）5.4%も勘案する必要がある。

また、山口県「毎月勤労統計地方調査結果」では、実質賃金指数が令和4年9月以降、前年同月比がマイナスで推移しており、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられ、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引上げを意識する必要がある。

連合のリビングウェッジでは、県内での最低生活費は17万4千円で、時間単価1,050円が必要との意見である。

- (3) 厚生労働省労働基準局賃金課によると「通常の事業の賃金支払い能力」とは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されるどころ、本専門部会においては、経済情勢に係る各種統計資料のほか、県内の中小・小規模事業者の現況把握に努めた。

山口県「山口県金融経済情勢」によると、6月の概況は「県内景気は、緩やかに回復している。」となっており、7月も同様に「県内景気は、緩やかに回復している。」とされている。

その一方で、財務省中国財務局「法人企業景気予測調査結果（令和6年6月）」によると、令和6年度の経常利益は全体で前年度比マイナス9.1%の減益、規模別でも中堅企業でマイナス43.6%減益見込み、中小企業においては前回の53.7%プラスから50ポイント近く減少する見込みとされ、中小・小規模事業者の県内企業の先行きは厳しい状況である。

さらに、価格転嫁については、県中央会「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について」では、原材料価格を転嫁した企業は73%と令和5年度調査より減少し、人件費引上げ分までに価格転嫁した事業所は36%であり、十分な価格転嫁がなされていない。

県内中小・小規模事業者の企業収益等の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると認められ、最低賃金の引上げ額はこれを十分に考慮する必要がある。

- (4) 本専門部会の審議経過において、都道府県間における最低賃金の地域間格差の是正についても議論を行った。中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（令和6年7月24日）において、労働者側委員は「地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となる」と主張している。総務省「2023年住民基本台帳人口移動報告」によると、山口県の年齢別の転出超過率を見ると、20～24歳が13.66%と最も高く、長崎県に次いで全国2位、次いで25～29歳が8.51%となっている（2023年、総務省「住民基本

台帳人口移動報告」)。

最低賃金改正の審議に当たり、本地方最低賃金審議会に寄せられた要請書によれば、「2023年度の東京都地域別最低賃金は1,113円、山口県との格差は185円であり、東京と山口県の格差は年々拡大している。しかも、総務省統計局が作成している人口推計によれば、東京の人口は増大傾向にあるが、山口県の人口は減少傾向にある。労働力を確保し地域経済を活性化するためには最低賃金の大幅な引き上げが必要である」(山口県弁護士会)とされ、この他にも8団体から地域間格差を解消するために最低賃金引き上げを求める意見が寄せられている。

以上のことから、山口県の労働力流出を防止する観点からも、最低賃金の地域間格差の是正縮小を考慮する必要がある。

なお、山口県の雇用情勢について、就業地別の有効求人倍率が4月に1.69倍、5月に1.67倍、6月に1.67倍と福井県に次いで全国2位であり、新規求人倍率が4月に2.25倍、5月に2.08倍、6月に2.44倍と人手不足が続いている。

3 行政への要望

行政においては、最低賃金の引き上げ額が過去最高となったことから、原材料費や人件費等の価格転嫁を進めることが不可欠である。よって、企業間の取引での適切な指導・監視をお願いしたい。また、政府・自治体等に対し、生産性向上に取り組む中小・小規模事業者への地域の実情に応じた支援強化等を強く求めることとしたい。

以上

地域別最低賃金額改正に関する専門部会の経過報告

●はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改正については、本年6月21日付けで閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意した審議を行った。

4回の専門部会の中で、労働者側、使用者側から、最低賃金近傍の労働者や厳しい経営環境の中にある中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえた改正額について真摯な議論がされるなど、審議を尽くしたところである。

また、第1回専門部会において、生活保護費と最低賃金の比較について、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき比較したところ、令和5年10月1日発効の山口県最低賃金・時間額928円は、山口県の生活保護費を下回っていなかったことが確認された。

●労働者側主張

第2回専門部会では、

- 1 山口県においては昨年過去最高の40円引き上げられ928円となったものの、連合が試算する最新のリビングウェイズにおいては、山口県では時間額1,050円であり、山口県最低賃金額928円と比較すると122円の開きがある。
- 2 物価上昇は1昨年から継続しており、山口県の消費者物価指数は、5月現在で108.9(前年同月比3.0%上昇)、生鮮食品を除く総合は108.4(前年同月比2.6%)の上昇である。
また、山口県の世帯当たりの自動車保有台数は1.24台で、一人当たりの保有台数も0.6台となっており、県内の大半が自動車を保有している状況である。
- 3 中央最低賃金審議会から示された目安額は50円であり、影響率は26.3%にもなるが、リビングウェイズで示された時間額1,050円を達成するためには、更なる最低賃金の引上げが必要である。また、技能実習生等の外国人労働者に労働力を依存している県内企業も多いものの、他の先進国よりも最低賃金額が低い上、円安の進行もあり外国人労働者の獲得が困難になっているのが現状である。

- 4 時間額 1,500 円の早期実現については、県内の中小企業・零細企業に対する影響が大き
いことから、段階的に引き上げていくことが現実であると認識している。
- 5 昨年度は同じ中国地方である広島県、岡山県は目安通りの引上げ額であったが、同じ B
ランクであるが、島根県は目安に 7 円プラスした 900 円、引上げ額は 47 円の結果となっ
た。本年度、島根県は昨年同様の引上げ額になり、あと 3 年程度で追いつかれる可能性が
ある。島根県に追いつかれないためにも、中央最低賃金審議会で示された目安金額以上の
引上げを求めたい。
- 6 山口県内のハローワークで募集している金額は、平均 1,055 円（5 月）である。新規で採
用する労働者には 1,055 円支払えるのに、現在働いている労働者は 928 円で我慢していること
になる。
- 7 今年度の引上げ額は、目安額 50 円に 11 円加えた 61 円として提示する。目安額から 11
円を上積みした根拠は、リビングウェイジで示された時間額 1,050 円を達成するためには、
山口県最低賃金時間額 928 円と比較して 122 円足りない状況である。当初 3 年間かけて達
成したいという考えに基づき、残り 2 年間でこれを達成するには年間 61 円を継続的に引
上げる必要があるものである。

との主張がされました。

第 3 回専門部会では、

- 1 第 2 回専門部会で提示した引上げ額 61 円の主張については、57 円に変更し歩み寄りた
い。根拠は昨年度の目安の加重平均額が 43 円、本年度の目安額が 50 円であり、その差額
が 7 円である。これは本年の目安額にその差額 7 円をプラスしたものである。また、昨年
の島根県の審議において 7 円プラスの結果となったことも根拠である。
- 2 山口県は近隣県の福岡県、広島県に人材が流出しておりこのような現状に歯止めをかけ
るため、目安額以上の賃金引上げが重要と認識している。具体的には、山口県への転入者
数は 23,185 人、転出者数は 26,903 人、転出超過数は 3,718 人である。年齢別の転出超過率
を見ると、20～24 歳が 13.66%と最も高く、長崎県に次いで全国 2 位、次いで 25～29 歳が
8.51%となっている。
- 3 山口県からの人材流出の多い広島県、福岡県とは約 20 年かけて賃金の額差が拡大して
いるため、少しでも早く額差を縮めていきたい。その一方で、同じく B ランクの島根県、
C ランクの鳥取県との差が縮まっている。例えば、令和元年には島根県と山口県は 39 円
の差があったにもかかわらず、令和 5 年には 24 円まで縮小している。島根県・鳥取県
のように、人材流出を意識した、目安以上の大幅な引き上げを継続している現状に鑑みれば、

山口県においても、目安以上の引き上げが必要である。

- 山口県「春季賃上げ要求・妥結状況（最終集計）」によると、300人以上計の結果は5.71%であり、これを根拠にすると最低賃金引上げ額は53円となる。また、県全体では5.6%であり、これを根拠にすると最低賃金引上げ額は52円になる。

中央最低賃金審議会の公益委員見解にもあるとおり、「賃金支払い能力」は、個々の企業の賃金支払能力を指すものではない、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではないと考えている。

また、中央会「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について」において、賃金「引上げた」と回答した事業所の平均昇給額は8,805円とあるが、労働時間数168時間で除すると52円になり、年間52円賃金が上がっていることになる。

以上のことから52円までは歩み寄るがそれ以上歩み寄るつもりはない。

第4回専門部会では、

- 山口県の大企業の春闘の賃上げ率は5.71%であり、全体の賃上げ率は5.6%である。全体の賃上げ率を参酌すると、最低賃金の引上げは52円である。
- 52円の引上げ額が必要であることに変わりはない。歩み寄っても、目安額のプラス1円が限界で、目安額とおりはあり得ない。

との主張がされました。

●使用者側主張

第2回専門部会では、

- 地域別最低賃金は、最低賃金法第9条に基づく3要素（「労働者の賃金」、「労働者の生計費」、「通常の事業の賃金支払能力」）について、山口県のデータに基づいて決定されるべきものであり、丁寧に議論を重ねていかなければならない。山口県のデータとは、県内の労働者の8割以上を占める300人未満の中小・小規模事業者に係るデータである。
- 3要素のうち、まず、「労働者の賃金」については、本年7月に県中央会が実施した「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について」によれば、本年1月から6月の間に「賃金を引き上げた」事業者は56%、平均昇給率は3.3%となっており、4割の事業者は賃金を引き上げられていない。つぎに、「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数によると「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和6年5月は3.4%と、昨年同期の3.9%より低く、昨年10月以降の平均は2.8%であり、昨年同期の4.4%より低いことから、昨年と比較し物価上昇率は低くなっている。最後に、「通常の賃金支払い能力」につい

ては、県中央会の「月次景況調査結果」によると、原材料価格の高騰や人件費の上昇、さらには運送費もあり、製造業の景況感は厳しい。物価高の影響により個人消費も減少していることから非製造業の景況感も低下している。

以上のことから、最低賃金の一定程度の引上げは必要であることには理解するものの、中小・小規模事業者には、「通常の賃金の支払い能力」が厳しいことから大幅な引き上げは困難と言わざるを得ない。

3 中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定を目安答申について」において提示された目安額については、最低賃金法に定める3要素を総合的に勘案したとは言いがたいものであると受け止めざるを得ない。生計費のうち重視する指標として、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価の平均上昇率5.4%を勘案して目安が設定されているが、昨年の目安額43円(4.5%)を超えることを大前提として、この指標を活用し50円(5%)としたのではないかと思われ、根拠に乏しい数値と考える。

4 最低賃金の引上げ根拠については、山口県における300人未満の中小企業の春闘の賃金引上げ率が3.94%であり、本県固有のデータであるこの数値を用いた金額37円が妥当な引上げ水準の限度であると考えている。

本年3月の政労使会議において採択された「持続的な賃金引き上げのための共同宣言」にあるとおり、中小・小規模事業者に賃上げを波及させる必要性には理解を示しているが、春闘の賃金引上げ率が3.94%と賃上げ率は、物価上昇率2.8%を上回っている。

5 県中央会「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について(令和6年7月)」において、原材料価格を転嫁した企業は73%とされているが、人件費引上げ分までに価格転嫁した事業所は36%、利益確保分まで価格転嫁した事業所はそれより低い32%にとどまる。

また、業種別だと「2024年問題」に直面している運送業が特に厳しい。さらに、BtoC、すなわち、一般消費者を顧客とし競合他社が多い事業者にとって、商品価格への価格転嫁はより安い価格を好む消費者の理解を得られず、消費者離れを招く可能性がある。

最低賃金引上げの理由は理解するが、人件費引上げ分への価格転嫁が不十分であるため、結果的に最低賃金引き上げにより利益の減少につながってしまうのが現状である。

6 中小・小規模事業者は、最低賃金引上げそのものには理解を示しているものの、原材料費の高騰に悩まされながら、従業員確保のための「防衛的賃上げ」を迫られているのが実態である。更なる最低賃金の引上げは、県の伝統を守ってきた中小・小規模事業者を廃業に追い込むとしか考えられない。最低賃金の引上げ額は37円で提示したが、これでも十分に高いし、

中小・小規模企業からするとこれ以上の引上げは困難である。

7 「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」において、中央最低賃金審議会から政府に対して賃上げ実現のための支援策の要望がなされたが、現在の政府が用意した支援策は手続きが複雑で、申請するためには多額の費用をかけて専門家に依頼する必要がある。また、支援自体は、設備投資が前提で結果として助成されないものもある。さらに、労働局の業務改善助成金は、最低賃金の引上げをする代わりに助成金で支援するというものであり、継続的に賃上げするためにあるものとは言えず、十分なものとは言えないのではないか。

8 最低賃金法上、最低賃金は都道府県で決定することができるかと規定されているが、事実上それが出来ず、大多数の都道府県は「目安ありき」になっていることから、制度と実態が乖離し制度疲労が起きている。国が都道府県の最低賃金額を決め、地方の公労使から構成する最低賃金審議会委員からそれぞれ意見を聴取するという制度に見直す必要があるのではないか。

との主張がされました。

第3回専門部会では、

1 現時点では、第2回専門部会で主張した引上げ額 37 円から変更は考えていない。繰り返しであるが、使用者側としては、最低賃金は3要素（「労働者の賃金」「労働者の生計費」「通常の事業の賃金支払能力」）について、山口県のデータに基づいて決定されるべきものとの考えに変わりはなく、3要素に基づき算出した金額は37円である。

国で政策目標を立てて最低賃金を段階的に引き上げることは理解できるが、法律上で決定することを無視して対応することはおかしい。

2 中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安答申について」では、「労働者の生計費」の指標として従来の「持ち家の帰属家賃を除く総合」以外に、新たな指標として「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目（平均5.4%）を示した上で、その指標の上昇を勘案する必要があるとしたが、従来使用していない指標を示してきたことに納得ができない。

また、山口県では「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目という新たな指標がないのであれば、中央の数値を使う考えには全く理解できない。

さらには、昨年以降、消費者物価指数は低下しているにもかかわらず、一部の新たな指標だけを捉えて、「労働者の生計費」が上昇しているとは到底言えない。

山口市消費者物価指数のうち、生鮮食料品は10%を超えているが、これは中央が示した数値とは全くの別物である。

- 3 財務省の「法人企業統計」によると、資本金 1000 万未満の企業でも利益率は 2.9%と企業収益が改善しているのは事実であるが、これは全国の数値であり山口県の企業の数値でないだろう。前回の専門部会でも主張したが、県中央会の「月次景況調査結果(令和6年6月)」によると、製造業の景況感、非製造業の景況感とも極めて厳しく、「通常の賃金支払い能力」がないのは明らかである。

また、財務省「法人企業景気予測調査結果(令和6年3月)」によると、令和6年度の経常利益は全体で前年度比マイナス 9.1%の減益、規模別でも中堅企業でマイナス 43.6%減益見込み、中小企業においては前回の 53.7%プラスから 50 ポイント近く減少する見込みであり、県内企業の先行きは厳しいと言わざるを得ない。
- 4 山口県から人口が流出していることを理由に最低賃金を上げることは何ら根拠がない。都心部と最低賃金の地域間格差があることは理解するが、あくまで3要素に基づき、最低賃金を決めることであって、地域間格差を議論の俎上に載せることは法律を無視した議論でしかない。昨年の審議では島根県は大幅な引上げをしたが、隣県等に追随して引き上げただけである。
- 5 前回の専門部会でも主張したが、政府は最低賃金を引き上げた後に、助成金等の支援策を用意するから企業内の最低賃金を上げようとしているが、順序が逆であろう。政府が中小・小規模事業者が賃上げできる施策を十分に用意し、準備ができるのを待ってから最低賃金を引き上げるのが順序である。しかも、政府が用意する助成金等の支援策は設備投資が前提で全ての中小・小規模事業者が利用できるものではない。
- 6 県中央会の会員には監理団体もあることから、最低賃金を全国一律に引き上げて欲しいという意見も聞くが、技能実習生を受け入れる実習実施者には中小・小規模事業者が多いことから、急激な最低賃金の引き上げが、負担でしかない。外国人技能実習生は賃金額で就労先を選ぶことは承知しているが、外国人技能実習生の受入れと最低賃金引上げと議論を混同してはならない。
- 7 発効日の全国的な見直しの必要性については、昨年の地方最低賃金審議会、前回、前々回の地方最低賃金審議会でも意見を述べたところである。発効日は地方最低賃金審議会における審議の結果で決めるのであり、10月1日発効ありきではないことについては説明があったが、発効日を10月1日以降としても、山口だけが例えば1月以降の発効とするのはおかしいことについても理解している。実際には、発効日は10月から10月中旬くらいまでとすることが妥当と考えている。
- 8 3要素に基づき算出した金額は 37 円であることに変更はない。地方最低賃金審議会

の審議において、中央最低賃金審議会が示した目安額を参酌する必要があることは理解している。昨年、各都道府県の改定後の最低賃金額は目安額を下回ることはなかった。

労働者側が主張する「地域間格差」を考慮しても、歩み寄れるのは目安通りの 50 円までであり、それ以上は絶対はない。山口県の最低賃金額が目安額とおりであるなら理解できるが、目安額を上回ることは絶対にありえないと考えている。

との主張がされました。

第4回専門部会では、

- 1 前回、前々回の専門部会でも主張したが、最低賃金はあくまで山口県のデータに基づき3要素を決定することが法の趣旨に則るものであり、地域間格差や地域の産業振興を持ち出すことは全く理解できない。地域間格差や産業振興等の3要素以外を根拠にする理由を示してほしい。

また、政府の賃上げ政策によって一定の効果が表れた後に最低賃金を引き上げるなら理解できるが、実際にはそうではないであろう。最低賃金法は罰則規定があり、中小・小規模事業者は引き上げられた最低賃金を順守する必要があることから、なおさら、3要素に基づいて議論すべきではないか。

- 2 島根県の最低賃金が上がっているが、単に島根県は最下位になりたくないだけであろう。全都道府県の最低賃金法は他県との競争を求めているし、求めているのであればそれをもとに法律を改正すべきである。

- 3 最低賃金近傍で働く労働者の賃金の底上げをすることは理解できるが、最終手段として中央最低賃金審議会の目安があるのであろう。最終手段が賃上げの手段であってはならない。

また、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者にとって、賃上げの原資を確保することは重大な問題である。最低賃金を引き上げると別の従業員の賃金を減らす、別の経費を減少させる、場合によっては廃業に追い込まざるを得ない。もう少し、企業経営者側への配慮を欲しい。

- 4 中央最低賃金審議会が示した目安額にも納得していないが、目安額以上とするのであればその根拠を示して頂きたい。県内の中小・小規模事業者の9割は労働組合がない企業である。当初提示した37円でも十分高い数値である。

繰り返しであるが、県内の中小・小規模事業者の存続のためにも、断じて目安以上の引上げは受け入れられない。

との主張がされました。

●意見の不一致

以上のおり、労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめるべく努めたところであるが、意見が一致せず、公益委員見解を示し、採決を行ったところ、賛成多数で決議された。

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 928 円
- (3) 発効日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,140円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額

$$928 \text{ 円 (山口県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 130,158 \text{ 円}$$